

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁所管・幼児教育・保育無償化円滑化事業を除く)

単位:千円

基金の名称	富山県子育て支援対策臨時特例基金	
基金設置法人名	富山県	
基金の額		今回造成額 239,827 千円
		造成完了時における残高 630,473 千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 239,818 千円
		造成完了時における残高 628,385 千円
基金事業等の概要	<p>○保育所等緊急整備事業 私立の保育所、認定こども園の創設、改築、大規模修繕等の施設整備に要する費用の一部を補助する事業</p> <p>○不妊に悩む方への特定治療支援事業 体外受精及び顕微授精による不妊治療を受けている夫婦に対してその治療費の一部を助成する事業</p> <p>○新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 ・母子保健・児童福祉一体的支援機関整備事業 等</p>	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和6年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和6年度末
	基金の解散予定時期	令和7年5月末
基金事業等の目標	<p>当該基金を活用した事業を実施することで、保育所の計画的な整備等の実施及び認定こども園等の新たな保育の需要への対応、不妊治療への支援並びに母子保健及び児童福祉の一体的な相談支援体制の整備等を通じて、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりを行う。</p>	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	<p>事業担当課において要綱に基づいて申請を受け付け、審査し、知事が決定</p>	
その他の事項		

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(こども家庭庁所管・幼児教育・保育無償化円滑化事業)

単位:千円

基金の名称	富山県子育て支援対策臨時特例基金	
基金設置法人名	富山県	
基金の額		今回造成額 6千円
		造成完了時における残高 296,778千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 296,778千円
基金事業等の概要	○幼児教育・保育無償化円滑化事業 幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助する事業	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和5年度
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和5年度末
	基金の解散予定時期	令和7年5月末
基金事業等の目標	○幼児教育・保育無償化円滑化事業 幼児教育・保育の無償化を円滑に実施する。	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	○幼児教育・保育無償化円滑化事業 事業担当課において要綱に基づいて申請を受け付け、審査し、知事が決定	
その他の事項		

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(文部科学省所管)

単位:千円

基金の名称	富山県子育て支援対策臨時特例基金	
基金設置法人名	富山県	
基金の額		今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 19,041千円
	(うち国費総当額)	今回造成額 0千円
		造成完了時における残高 18,462千円
基金事業等の概要	○認定こども園整備事業 私立の認定こども園の創設、改築、大規模修繕等の施設整備に要する費用の一部を補助する事業	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和4年度末
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和4年度末
	基金の解散予定時期	令和7年5月末
基金事業等の目標	○認定こども園整備事業 保護者が子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、認定こども園等の計画的な整備その他子育てを支援する施策を実施する。	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	○認定こども園整備事業 事業担当課において要綱に基づいて申請を受け付け、審査し、知事が決定	
その他の事項		